

## 相模原市地球温暖化対策推進基金条例（案）

（設置）

第1条 地球温暖化対策を推進する事業（以下「事業」という。）の財源とするため、相模原市地球温暖化対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

（1）事業の趣旨に添う寄附金

（2）一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（収益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。